

都留市教育大綱 (素案)

令和 2 年度～令和 6 年度

令和 2 年 3 月改訂

~~平成 27 年 12 月~~

山梨県都留市

はじめに

- 今日、本格的な少子高齢化・人口減少社会への到来を迎え、生産年齢人口の減少やグローバル化の進行などにより、社会構造や雇用環境は大きく変化しようとしています。こうした中、持続社会を担っていく人材を育成する教育の役割は、ますます大きくなっています。国の「第3期教育振興基本計画」の中では、「超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて、人工知能(AI)やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでおり、こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きい。」としています。
- 本市は、古くから山梨県東部地域の政治・文化・経済の中心として栄え、城下町としての趣と八朔祭りに代表される多くの歴史文化的遺産を今に引き継ぐとともに、県立臨時教員養成所を端緒とする現在の都留文科大学を生み育ててきた教育文化的風土を兼ね備えたまちです。
- また、人口3万人規模のまちに、都留文科大学、健康科学大学看護学部、山梨県立産業技術短期大学校が立地しており、学生数が3,500人を超えることから、実に9人に1人が学生という「学園のまち」です。こうして築き上げられた歴史と文化、教育を次の世代に着実に伝え、更に深化発展させることが、本市の優位性を高めるものであり、これまでも教育資源の充実に努めてきました。
- 本市の設立した公立大学法人都留文科大学は、教員養成系大学として、開学から60余年の歴史を持ち、子ども達と輝ける教員の育成を目指し、教員を全国に送り出してきました。平成29年度には、IB(国際バカロレア)の認定を受け、探求型の授業を英語で行う国際教育学科を創設し、平成30年度には、学部学科改編を行い、教養学部の新設など、60年の歴史を土台に、魅力あふれる大学となる改革を押し進めています。
- 今後も、本市の目指すべき将来像「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現に向け、人口減少・少子高齢化が進行する中でも、それを克服するための産業や雇用の創出、移住施策を積極的に展開することにより、また、都留文科大学をはじめとした教育機関が集中するこのまちに、多くの人が集い、子どもからお年寄りまでの全ての世代が本市の地域特性を生かして、生き生きと学び、人口のため、そして、まちのために活躍し、相互に高め合い、いつまでも元気で、生涯を通じて、きらめくような人生を送れるまちを目指していきます。

はじめに

—今日、少子高齢化及びグローバル化の進行、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなど、社会の状況は大きく変化しています。こうした中、持続可能な社会を担っていく人材を育成する教育の果たす役割は、ますます大きくなっており、国においても「第2期教育振興基本計画」の中で「教育こそが人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後の一層の発展を実現する基礎である」としています。

—富士・東部地域で政治・経済、歴史・文化の中心として栄えてきた本市は、城下町としての趣と八朔祭りに代表される多くの歴史文化的遺産を今に引き継ぎ、また、県立臨時教員養成所を端緒とする現在の公立大学法人都留文科大学を生み育ててきた教育文化的風土を兼ね備えたまちです。

こうして築き上げられた歴史と文化、教育を次の世代に着実に伝え、更に深化発展させることが本市の優位性を高めるものであり、これまでも教育資源の充実に努めてきました。

この根幹をなす公立大学法人都留文科大学においては、教員養成系大学のブランド力の強化、グローバル化を支える人材の育成などを基本目標に掲げた「第2期中期目標」を策定し、「魅力あふれる大学」を目指し、平成27年度から新たなスタートを切りました。

また、平成25年度の出梨県立産業技術短期大学校都留キャンパスの開設、平成26年度の県立都留興譲館高校の開校、さらに平成28年度の健康科学大学看護学部の開設などにより、教育資源が集中することから、本市の教育環境は大きな発展期を迎えています。

今後とも、保育園、幼稚園から大学院に至るまでの様々な教育機関が連携し、そこに住む地域住民も含めた協働による学びの場を創出することにより、本市の優位性に磨きを掛け、教育により人々の多様な個性・能力が開花し、人生の豊かさを実感できる環境の整備に努めていくこととします。

大綱策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本市の教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な推進を図るため、教育の目標や施策の根本的な方針として、市長が総合教育会議の場において教育委員会と協議・調整して定めるものです。

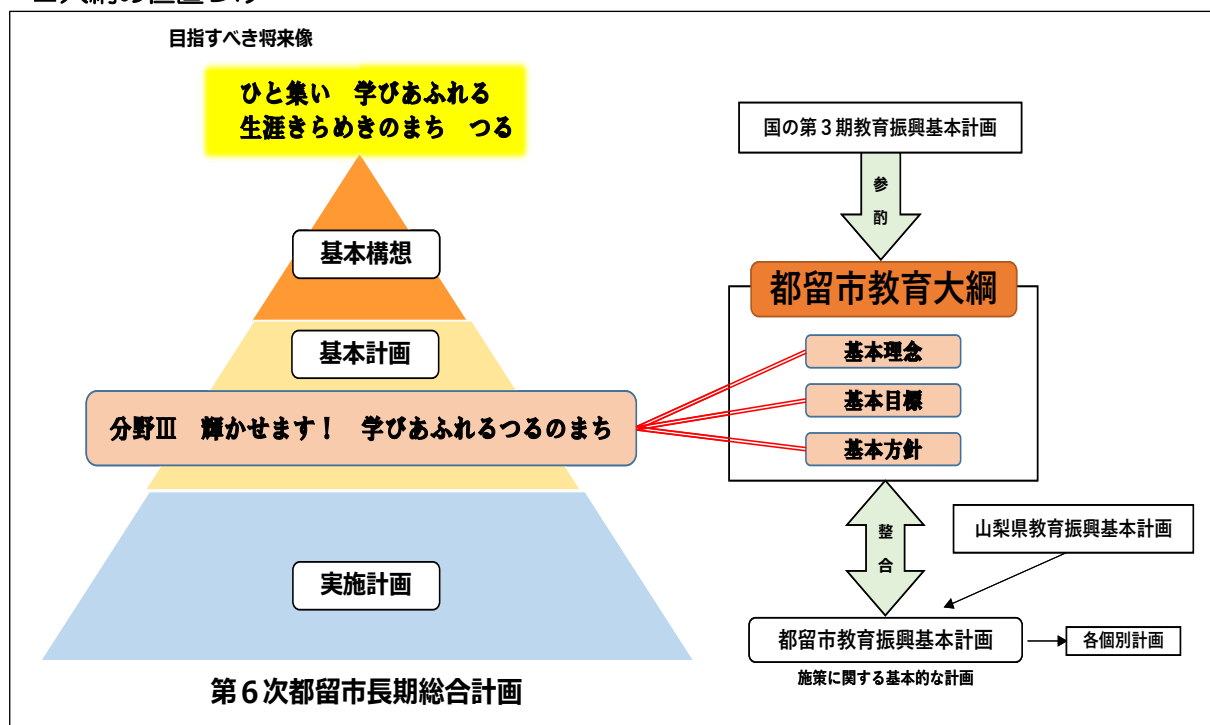
本市では、平成27年12月に「都留市教育大綱」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、『「学び」あふれる つるの人づくり』を基本理念に掲げ、「生きる力を育む学校教育の推進」及び「地域の教育力を高める生涯学習の推進」を基本目標として、教育委員会と連携する中で、各教育施策に取り組んできました。

大綱策定後の平成28年度に「第6次都留市長期総合計画」を策定し、分野Ⅲ「輝かせます！学びあふれるつるのまち」において、教育に関する3つの政策と7つの施策を掲げました。

今回、改訂する「都留市教育大綱」は、本市の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策において、大綱策定から改訂があった国及び山梨県の教育振興基本計画を参酌するとともに、現行の「第6次都留市長期総合計画」と整合を図る中で、教育大綱の基本理念と基本目標を位置付けています。

具体的な施策の展開や事業の実施に当たっては、教育振興のための施策に関する基本計画として、都留市教育委員会が策定した、「都留市教育振興基本計画」に基づき、各教育施策の取組を推進していきます。

■大綱の位置づけ



大綱策定の趣旨

深刻ないじめや体罰の問題など、児童、生徒等の教育を受ける権利に関わる問題等を踏まえ、国では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を60年ぶりに改正し、平成27年4月1日より施行しました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携の強化を図るもので、地方自治体では、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置き、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を首長と教育委員会が協議して策定することになりました。

一方、市教育委員会では、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「都留市教育振興基本計画」を策定しました。この計画では、「『学び』あふれるつるの人づくり」を基本理念に、2つを基本目標とこの目標を実現するための40の基本方針を定めています。

このたび、地方自治体に策定が義務付けられた「教育大綱」は、教育行政において住民の意向をより一層反映させることと、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とし、地域の実情に応じて定めることとされています。

本市では、市教育委員会が定めた「都留市教育振興基本計画」の目標や施策の根本となる基本方針が本市の教育、学術及び文化の振興に関する「大綱」として位置付けることができるものと考え、この計画を参酌し、さらに教育委員会の所管外である「大学との連携」に関する基本方針を加え、「都留市教育大綱」として策定します。

大綱の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

大綱の概念

基本理念

輝かせます！
学びあふれる つるのまち

私たちのまちの最大の特長である大学との密接な連携や、城下町という誇り高い歴史文化を活用し、子どもから高齢者までのすべての人が学び、教えることによって、誰もが地域の教育力向上に貢献できるまちにします。

また、未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに、そして人間性豊かに育ち、「生きる力」を身に付けられるよう、学校教育を充実させます。

大綱の期間

~~この大綱の期間は、2015年度（平成27年度）を初年度とし、2019年度（平成31年度）までの5年間とします。~~

大綱の概念図

基本理念

~~「学び」あふれる つるの人づくり~~

~~本市の有する貴重な教育資源を活用し、時代の要請に的確に対応しながら、自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な「学び」を通じ、市民の多様な個性と能力を開花させ、生涯を通して活力のある地域社会を創造するため、誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができるまちを目指し、その基本理念を『「学び」あふれる つるの人づくり』とします。~~

基本目標

1 知の資源と連携したまちづくり

(大学等と連携した教育施策の推進)

目指す姿

多くの市民と学生がまちに集い、活気にあふれている。

様々な知見を有する大学等と連携し、学校教育を含めた、様々な学習場面に応じた質の高い教育プログラムの提供体制を整備し、教育連携施策を展開することによって、学びのまちを実現します。

また、本市に立地する大学等の魅力を向上させるための支援を積極的に行うとともに、大学等と地域との連携を促進し、双方の保有する地域資源、知的資源及び人的資源等を最大限に活用する中で、本市・大学等、両者の発展と地域振興を進め、魅力を向上させます。

2 生きる力を育む学校教育のまちづくり

(学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携)

目指す姿

子ども達が自ら進んでいろいろなことにチャレンジしている。

「生きる力」を育むための教育内容を充実させるとともに、本市ならではの特色ある学校教育を実現します。また、一人ひとりの教育ニーズや生活の状況に応じた学習環境を整備・充実させ、グローバル社会や複雑化する情報化社会へ対応できる能力を養います。そして、子どもたちが学ぶ場所についてもより安全で快適な学習環境を整備し、次代を担う子どもたちの育成に努めます。

また、次世代を担う子ども達が、主体的で心豊かに生きていくことができるよう、家庭、地域、学校が連携して、地域全体で子どもたちを育成していくことのできる環境を整備します。

基本目標

(新設)

1 ~~生きる力を育む学校教育の推進~~

~~(学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携)~~

~~子どもたちが将来に対し、夢や希望を抱き、働くことの意義を理解し、社会で自立していくための「生きる力」を育む学校教育を進めます。~~

~~また、少子化・核家族化などに起因する人間関係の希薄化による家庭の教育力の低下に対応するため、幼児教育の充実や地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組めます。~~

3 地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり

(生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術の振興)

目指す姿

多くの市民が相互に教え、学び、得られた教育力を地域に還元している。

市民の生涯学習ニーズを的確に把握し、生涯学習施設と提供プログラムを充実させるとともに、学ぶだけではなく、講師となり、得た知識を還元していく仕組みについても整備していきます。また、市民を主体とした生涯学習組織の立ち上げも視野に入れながら、既存ストックの活用なども含め、生涯学習を振興します。

また、健康的な身体を維持するため、競技スポーツから、多くの方が参加できる軽スポーツの振興まで、幅広い事業を行いながら健康づくりを支援し、明るく豊かで、心身ともに充実した暮らしのできる環境を整備します。

本市の由緒ある歴史文化を積極的に保護・活用し、大名行列やお茶壺道中などをはじめとする歴史的行事、文化財、寺社などの特色ある文化資源などを活用し、情報発信するとともに、芸術文化の振興を合わせて行い、新たな文化が創出される歴史文化のまちづくりを推進します。

2 地域の教育力を高める生涯学習の推進

（生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術の振興）

生涯にわたって「学び」を通して、人生の活力を生み、地域への活力へとつなげていくような生涯学習の仕組みをつくります。

—また、市民が健康で豊かに生きていくために、一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツに親しむことができる環境をつくります。

基本方針

理念と目標を達成するための10の基本方針

これらの基本理念及び基本目標を達成するために10の基本方針を定めます。

- 基本方針 1 大学等と連携した教育施策の展開
- 基本方針 2 世界に通じ、社会を生き抜く力の育成
- 基本方針 3 確かな学力と自立する力の育成
- 基本方針 4 豊かな心と自己実現を図る力の育成
- 基本方針 5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実
- 基本方針 6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり
- 基本方針 7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現
- 基本方針 8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現
- 基本方針 9 健康で豊かな生活を営む健やかな体の育成
- 基本方針 10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興

基本方針

理念と目標を達成するための~~1-1~~10の基本方針

これらの基本理念及び基本目標を達成するために~~1-1~~10の基本方針を定めます。

- 基本方針1 大学等と連携した教育施策の展開
- ~~○基本方針1—グローバルな社会を生き抜く力の育成~~
- 基本方針2 世界に通じ、社会を生き抜く力を育成します
- 基本方針~~2~~3 確かな学力と自立する力の育成
- 基本方針~~3~~4 豊かな心と自己実現を図る力の育成
- ~~○基本方針4—健やかな体の育成~~
- 基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実
- 基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり
- 基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現
- 基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現
- 基本方針~~8~~9 健康で豊かな生活を営む健やかな体の育成
- ~~○基本方針9—市民だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現~~
- 基本方針10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興
- ~~○基本方針11—市民の教育向上に資する大学の知的資源の活用~~

基本方針

基本方針 1 大学等と連携した教育施策の展開

本市は、人口3万人程度の地方都市であります。公立大学法人都留文科大学の設立に象徴される教育文化的風土を兼ね備え、さらには健康科学大学看護学部、山梨県立産業技術短期大学校の高等教育機関が立地したまちです。

これらの“知”の拠点となる大学資源を活用した都留文科大学学生による学生アシスタントティーチャー事業を強化するほか、市と3大学で設立した「大学コンソーシアムつる」による学校教育を含めた、様々な学習場面に応じた質の高い教育プログラムの提供体制の整備と教育連携施策を展開します。

基本方針 2-1 世界に通じ、社会を生き抜く力の育成 グローバルな社会を行く抜く力の育成

本格的な少子高齢化社会を踏まえ、今の子どもやこれから生まれてくる子どもは、生産年齢人口の減少やグローバル化の進行など、非常に厳しい時代が到来することが予想されるため、世界に通じ、社会を生き抜く力が重要となります。

このため、外国語教育の強化に努めるとともに、豊かな教養や論理的思考力、伝統や文化への深い理解、コミュニケーションを通じた問題を発見し解決するの能力、困難を乗り越える強い精神力を育む教育の充実を図ります。

また、Society5.0 時代を生きる子どもたちが、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を確実に育成するため、国の「GIGAスクール構想」等の環境構築に基づき、教員のICT活用指導スキルを向上するとともに、ICT等の先端技術を活用した情報教育の充実を図ります。

~~グローバル化の進行に伴い、国際的に活躍する人材や新たな価値を生み出すイノベーションの推進を担う人材、社会の各分野をけん引するリーダーの育成が不可欠となります。それには、自らの国や地域・文化について理解を深め、これを尊重し、他国の伝統・文化に敬意を払い、国際社会の一員としての意識を涵養することが重要です。~~

~~このため、次代を担う子どもたちを新しい社会の方向を模索するための的確な判断ができるよう育成します。~~

基本方針 3-2 確かな学力と自立する力の育成

グローバル社会や複雑化する情報化社会において、「生きる力」を知の側面から支える要素として「確かな学力」を確立していく必要があります。

このため、一人ひとりの学力や個人差に合わせた教育・ICTを活用した教育内容を通じ、基礎的な知識や技能の習得とそれらを活用した課題解決能力を育成し、学習意欲の向上とそれにつながる学習習慣を確立します。

~~—「知識基盤社会※」の時代が進行する中、「生きる力」を知の側面から支える要素として「確かな学力」を確立していく必要があります。~~

~~—このために、きめ細かな指導を通じ、基礎的な知識や技能の習得とそれらを活用した課題解決能力を育成し、学習意欲の向上とそれにつながる学習習慣を確立します。~~

※知識基盤社会

~~—新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会を指す。~~

基本方針 4-3 豊かな心と自己実現を図る力の育成

価値観の多様化、少子化、核家族化により人々のつながりや共同体意識の希薄化が表面化し、豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体験すること、自己肯定感を得ることが難しくなっています。

このため、自他の生命の尊重などを教える道徳教育や人権教育を推進するとともに、読書活動を通じた情操教育や郷土の自然、歴史、芸術文化などを活かした郷土教育・社会体験活動を通じ、「生きる力」の要素である自他への思いやりや情操を育む「豊かな心」を育成します。

~~価値観の多様化、少子化、核家族化により人々のつながりや共同体意識の希薄化が表面化し、豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体験すること、自己肯定感を得ることが難しくなっています。~~

~~—このため、「生きる力」の要素である自他への思いやりや情操を育む「豊かな心」を育成します。~~

基本方針5 一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒に対しては、状況に対応したきめ細やかな教育的支援を実施するとともに、LD（学習障害）等の発達障害のある幼児・児童・生徒を支援する体制づくりを推進し、教育内容の一層の充実を図ることが必要です。

このため、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、認め合える社会を形成するインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組みます

※インクルーシブ教育システム

~~—障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズに的確に応えるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級など「多様な学びの場」を充実させた、共生社会形成に向けたシステム。~~

基本方針6 子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり

学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場であるため、子どもたちが安全に安心して質の高い学びを実現できる環境の場を提供する必要があります。

このため、安全で快適な学校施設整備やICTを活用した基盤整備の充実はもとより、さらなる安全な学校づくりに向けて、市、地域、家庭、学校での連携と防災・防犯・交通安全の充実を図り、「セーフコミュニティ」※を推進します。

また、少子化による児童・生徒の減少が著しい中、本市における学校の適正規模・適正配置に向けた取組を推進します。

※「セーフコミュニティ」とは、安全・安心なまちづくりに取り組む地域で、WHO（世界保健機関）が推奨し、「国際セーフコミュニティ認証センター」が認証する世界的な取組。

~~—閉じた集団の中においては、子どもたちの人間関係は不安定となり、これが一つの原因として、いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動が散見されます。~~

~~—このため、子どもたちが安心して学業に励み、心身の健全な成長が促されるよう、いじめ、不登校、暴力行為など子どもの問題行動等の改善に向けて、生徒指導や教育相談を充実させ、学校、家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を充実します。~~

~~—また、学校教育を支える環境づくりとして、防災機能を加味した学校施設の充実を図ります。~~

基本方針7 家庭・地域・学校が連携した教育の実現

少子高齢化や家庭環境の多様化等より、世代間交流の減少や人間関係の希薄化が進み、子育て不安やしつけへの自信喪失等、家庭の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、心身ともに安心して成長できるよう、家庭・地域・学校が相互連携するとともに、厳しい家庭経済状況や教育的に不利な子どもには、福祉部門等との各行政機関とも連携しながら、地域全体で子どもを育成する環境づくりに取り組みます。

~~—少子化、核家族化等の進行により、世代間交流の減少や人間関係の希薄化が進み、子育て不安やしつけへの自身喪失等、家庭の教育力の低下が指摘され、また、地縁的なつながりもなくなり、地域における子どもの体験の場の減少や、大人が地域の子どもと積極的に関わろうとしない、「地域教育力の低下」が指摘されています。~~

~~—このため、多様な子育て支援、幼稚園・保育園・小学校の連携による幼児教育、さらに地域全体で子どもを育む環境づくりを図ります。~~

基本方針8 生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現

人口が減少する中で、活力ある社会を構築していくためには、高齢者や障がいのある人などを含む全員参加型の社会が求められ、そのためには、生涯にわたって学び続けることが可能な社会づくりが必要となります。

このため、本市の最重要施策である「生涯活躍のまち・つる」事業の実施により、生涯学習施設と生涯学習プログラムの充実を図り、誰もが幾つになっても学び直しや新しいことにチャレンジすることができ、いつでも、どこでも学べる環境の整備を行い、教育を軸としたまちづくりを構築します。

~~—人口が減少する中で、活力ある社会を構築していくためには、高齢者や障がいのある人などを含む全員参加型の社会が求められ、そのためには、生涯にわたって学び続けることが可能な社会づくりが必要となります。~~

~~—このため、自主的な学習活動を支えるため、学習ニーズにあった最新情報の提供などに努めるとともに、大学等と連携し、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の育成と確保に努め、生涯学習の推進体制を充実・強化します。~~

基本方針9 健康で豊かな生活を営む健やかな体の育成

健やかな体の育成

生涯を通して、健康で豊かな生活を送ることができるように、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成、体力の向上、健康の保持増進のための実践力の育成を図ることが必要です。

このため、食に関する指導や危険から身を守る安全教育の推進等を図るとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした市民の健康づくりや体力づくりのための機会の場を提供し、スポーツ・レクリエーションを通じた健康増進の意識を醸成します。

~~—生涯を通して、健康で豊かな生活を送ることができるように、積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力の育成、体力の向上、健康の保持増進のための実践力の育成を図ることが必要です。~~

~~—このために、食に関する指導の充実、危険から身を守る安全教育の推進等を図ることにより「生きる力」の要素である「健やかな体」の育成に努めます。~~

(削除)

~~基本方針9 市民のだれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現~~

~~—科学技術の高度化、情報化の進展に伴い、精神的なストレスが増大したり、日常生活において体を動かす機会が減少することにより体力や運動機能が低下したりするなど、心身両面にわたる健康上の問題が顕在化する中、スポーツは市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。~~

~~—このため、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、年間を通じた生涯スポーツを推進します。~~

基本方針9に統合

基本方針10 市民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興

市民のライフスタイルが多様化する中で、多くの市民が様々な文化芸術を創造し、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、文化芸術に親しむ機会の充実を図る必要があります。

このため、市民に優れた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、本市の魅力あふれる由緒ある歴史文化を積極的に保護・活用する中で、市民が芸術文化活動の充実と支援に取り組みます。

~~—市民のライフスタイルが多様化する中で、多くの市民が様々な文化芸術を創造し、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、文化芸術に親しむ機会を充実する必要があります。~~

~~—このため、各文化施設を活用した文化芸術活動を推進するとともに、文化協会その他の関係団体の活動を支援し、市民が文化芸術に親しむ機会を充実します。~~

(削除)

基本方針1-1 市民の教育向上に資する大学の知的資源の活用

~~—本市は、公立大学法人都留文科大学を設置するなど、これまで独自の教育文化的風土を兼ね備えたまちです。さらに県立産業技術短期大学校、健康科学大学看護学部が開設され、幼稚園・保育園、小中学校、高等学校から大学等の高等教育機関、大学院に至るまで様々な教育に関する機関が整ったまちであります。~~

~~—今後は、「知」の拠点である大学と連携・協働した教育施策の推進や大学の知的資源を活用した生涯学習を進め、地域教育力の向上と地域の活性化につなげます。~~

基本方針1に統合